

愛知県立いなざわ特別支援学校 いじめ防止基本方針

1 いじめの防止についての基本的な考え方

- (1) いじめが全児童生徒に関係する問題であることに鑑み、児童生徒が安心・安全に学習やその他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われないようにする。
- (2) 全児童生徒がいじめを行わず、及び他の児童生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす絶対に許されない行為であることを認識できるようにする。
- (3) いじめを受けた児童生徒の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、学校、地域、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目的とする。

2 いじめの未然防止（未然防止のための取組等）

(1) 基本的な考え方

いじめはどの子にも起こりうる、どの子供も被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、児童生徒個々の尊厳が守られ、児童生徒をいじめに向かわせないための未然防止に、全職員が以下のような取組を行う。

ア 児童生徒が、安心・安全に学校生活を送ることができ、授業や行事に楽しく参加・活躍できるような授業づくりや集団づくり、学校づくりを行う。

イ 児童生徒に集団の一員としての自覚や自信が育まれることにより、互いを認め合える人間関係を構築する。

ウ 日常的な児童生徒の行動の様子を把握する。(学部・学年・学級)

エ 保護者との連携、情報交換を行う。(連絡帳・懇談・家庭訪問・電話)

(2) いじめの防止のための措置

ア いじめについての共通理解

(ア) 校内研修や職員会議で周知を図り(いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点など)、全職員の共通理解を図る。

(イ) 児童生徒に対して、全校集会や学級活動などで、日常的にいじめの問題に触れさせ、「いじめは人間として絶対に許されない」との意識を学校全体に醸成していく。

(ウ) 何がいじめなのかを具体的に列挙して掲示板に掲示する。

イ いじめに向かわない態度・能力の育成

(ア) 教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、体験活動、部活動などの推進により児童生徒の社会性を育むとともに、社会体験・生活体験の場面を設け、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度を養う

(イ) 自分の言動や態度が相手や周りにどのような影響を与えるかを判断して行動できる力など、児童生徒が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てる。

ウ いじめが生まれる背景と指導上の注意

(ア) 一人一人を大切にしたい分かりやすい授業を計画・実践する。

(イ) 学級や学年及び学部の人間関係を把握して、個々が活躍できる集団づくりを推進する。

(ウ) 職員の不適切な認識や言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。

(エ) 「学校いじめ防止基本方針」及び「自己評価」「学校関係者評価」結果を、学校経営案及び学校のホームページに掲載する。

3 いじめの早期発見（いじめの兆候を見逃さない・見過ごさないための取組等）

(1) 基本的な考え方

ア いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われる。たとえ、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から複数の職員で的確に関わり、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知する。

イ 日頃から、児童生徒の見守り及び保護者との密な連携や信頼関係の構築等に努め、児童生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つとともに、職員相互が積極的に児童生徒の情報交換を行い、情報を共有する。

(2) いじめの早期発見のための措置

ア アンケート調査や定期的な教育相談の実施により、いじめの実態把握に取り組むとともに、児童生徒及び保護者が日頃からいじめを訴えやすい雰囲気を作る。

イ 家庭と連携して児童生徒を見守り、健やかな成長を支援する。

ウ 職員同士の情報交換を密にする。（部会・学年会・ケース検討会等）

エ 通学時（自力通学、バス停までの自力通学時）における早期発見のためには、見守り指導の様子を情報共有したり、いじめアンケートを利用したりする。

オ 外部相談窓口などを児童生徒及び保護者に周知し、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整備する。（法務局・人権SOSミニレター等を活用）

4 いじめに対する措置（いじめ事案への対応）

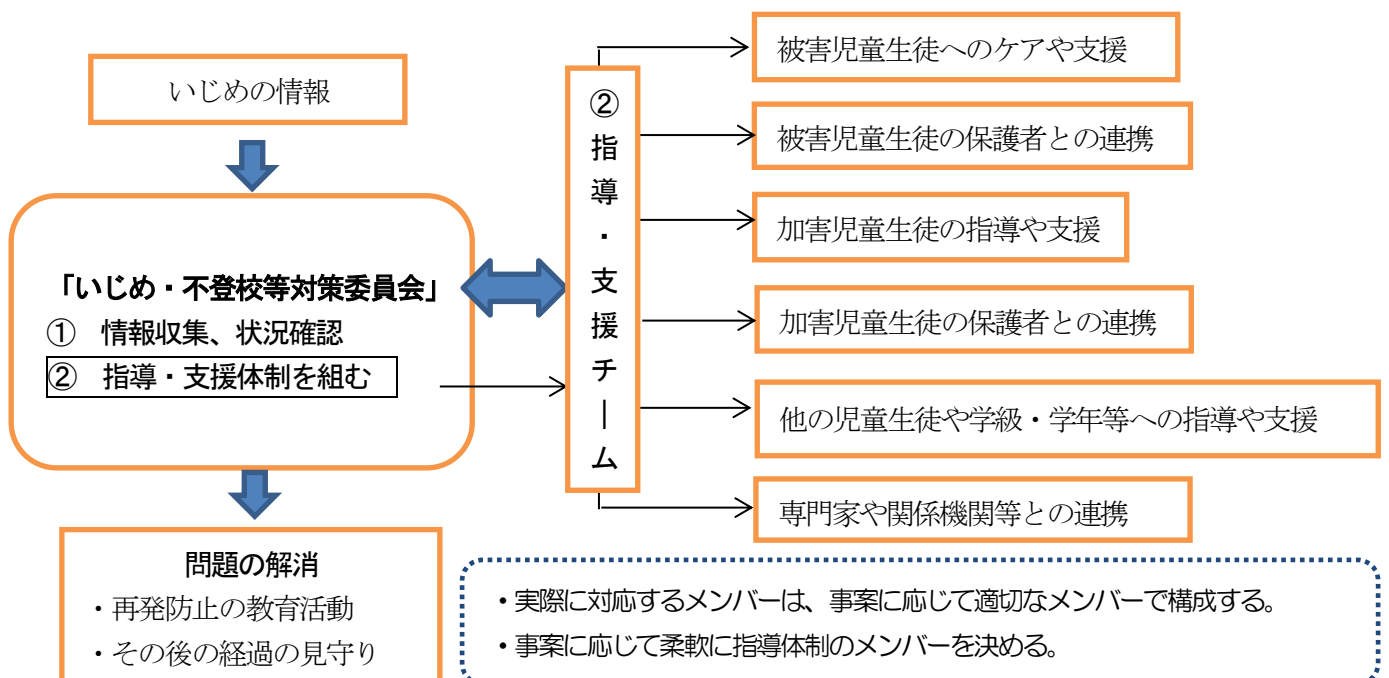
(1) 基本的な考え方

ア 発見・通報を受けた場合には、速やかに生徒指導主事に報告し、組織的に対応する。

イ 様々な理由からいじめられていることを表出できない者がいることに配慮し、個々の児童生徒理解に努め、変化をとらえて、適切に対応する。

ウ 被害児童生徒を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童生徒を指導する。その際、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、児童生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。

エ 職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携する。



(2) いじめの対応について

- ア 児童生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。
- イ ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階から関わりをもつ。その際、いじめられた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保する。
- ウ 担任等の特定の職員で抱え込むことなく、組織的に対応するために必ず報告を行う。
- エ 発見・通報を受けた職員は、部主事、学年主任、生徒指導主事に報告を行う。生徒指導主事は教頭に通報し、「いじめ・不登校対策委員会」を立ち上げ、情報を共有する。
- オ 担任、及び「いじめ・不登校対策委員会」が中心となり、速やかに関係児童生徒から事情を聞き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。
- カ いじめの疑いのある事案を把握した段階で、県教育委員会へ教頭から電話で第一報を行う。事実確認の結果は、校長が教育委員会に報告するとともに被害・加害児童生徒の保護者に連絡する。
- キ いじめる児童生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合において、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認めるときは、いじめられている児童生徒を徹底して守り通すという観点から、ためらうことなく所轄警察署と相談して対処する。なお、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。
- ク ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。
- ケ ネット上のいじめにより、名誉毀損やプライバシー損害等があった場合、プロバイダは違法な情報発信停止を求めたり、情報を削除したりできるようになっているので、プロバイダに対して速やかに削除を求めるなど必要な措置を講じる。この場合、必要に応じて法務局又は地方法務局の協力を求める。
- コ SNSを利用したいじめなどについては、より大人の目に触れにくく、発見しにくいため、情報モラル教育を行うとともに、保護者においてもこれらについての理解を求める。

5 いじめの防止等の対策のための組織

(1) 組織の名称 いじめ・不登校等対策委員会

ア 委員会のメンバー

校長、教頭、部主事、教務主任、生徒指導主事、進路指導部主任、進路指導主事、保健主事、教育支援部主任、学年主任、当該担任、養護教諭とする。必要に応じて、SCやSSW、校医等の外部専門家を加える。

イ 指導・支援チーム

委員会が、事案に応じて適切な教員等をメンバーとする指導・支援チームを決定し、実際の対応を行う。いじめの防止、早期発見、早期対応に当たっては、事案によって関係の深い教職員を追加したり、ネットいじめなどでは、インターネットに詳しい教員を加えたりするなど、適切なメンバーで対応できるよう柔軟にチームを組んで対応する。

(2) 組織の役割と機能

ア 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正としての機能をもつ。

イ いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに情報の収集と記録、共有を行う

ウ いじめの疑いに関する情報があつた時には、いじめ・不登校等対策委員会を開いて、い

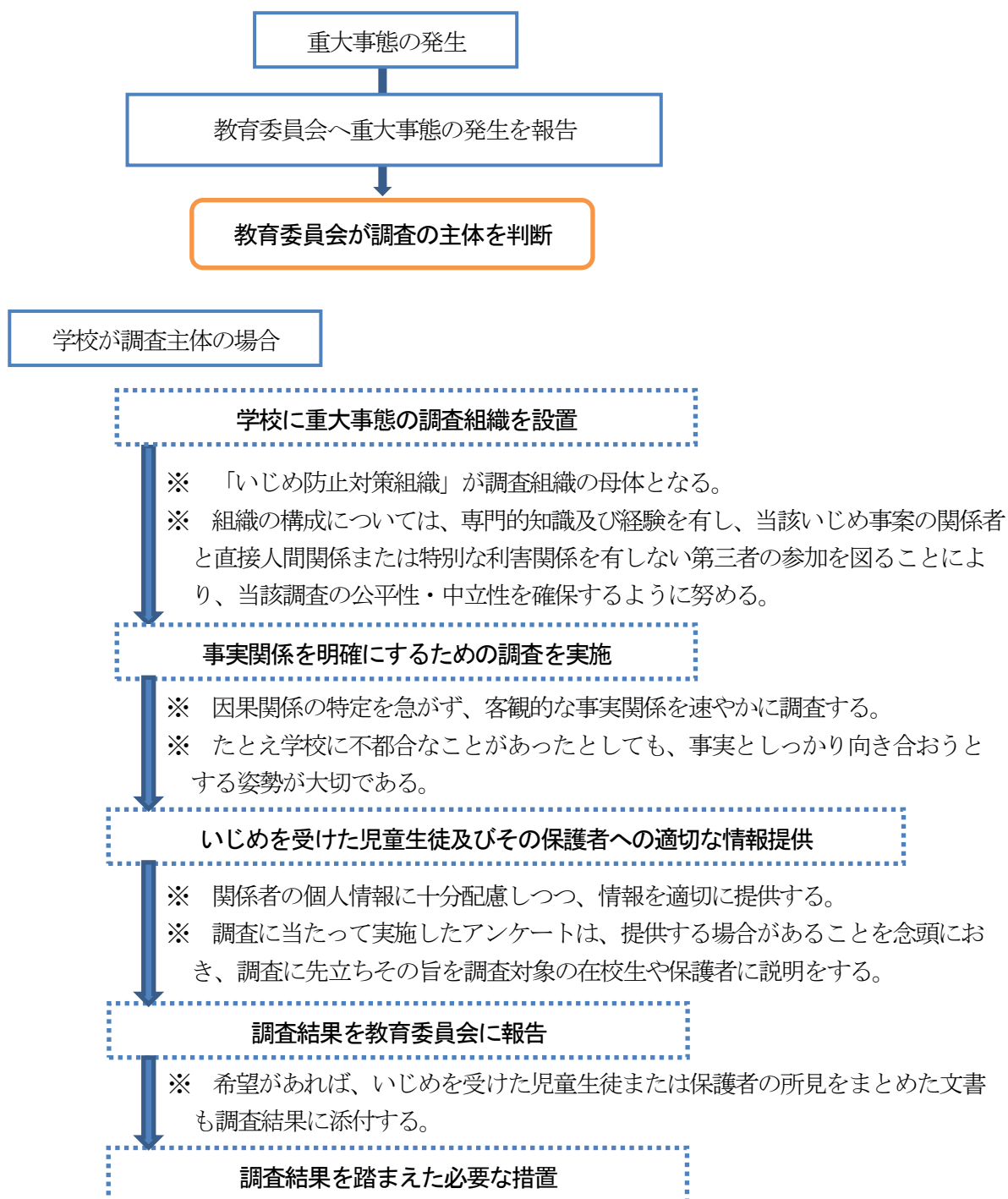
じめの情報の迅速な共有、関係のある児童生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割を担う。

エ 学校基本方針等について地域や保護者の理解を得ることで、地域や家庭に対して、いじめの問題の重要性の認識を広める。

6 文部科学省「重大事態対応フロー図（学校用）」より

重大事態とは（「いじめ防止対策推進法」第28条）

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童生徒等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童生徒等が相当の期間（年間30日を目安とする。）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき



7 いじめの防止等に関する具体的な取組について

(取組の年間計画)

	○未然防止の取組 ●早期発見の取組	「いじめ・不登校対策委員会」の動き	保護者・地域との連携
通年	●健康観察の実施（毎日）（保）		・連絡帳・電話による家庭との連携 <u>*注1</u> ・ケース検討会（支）【月一回】
4月	○保健室の周知（保） ○新入生オリエンテーション（教） ○人間関係づくり【全学年】	・生徒指導委員会（生） *必要に応じて ・第1回いじめ・不登校対策委員会 「基本方針の確認」「年間の流れ」	・部懇談、学年（学級）懇談（教）
5月	○●高等部生徒への聴き取り（生）（～7月）	・全職員への共通理解（生） 「いじめ対策の概要」「未然防止、早期対応の周知」	・運動会 ・個別懇談会（教）
6月	○あいさつ運動（生） ●学年会でいじめの有無の確認（生）		・評議委員会 ・清掃活動（生） ・授業参観（小・中）（教）
7月	○保健学習「思春期の心」（保） ○野外活動【高2】 ○長期休業前生活指導（生） ●各部会で状況把握（生）	・第2回いじめ・不登校対策委員会 「調査結果報告」「今後の流れの確認」	・個別懇談会（教）
8月		・職員間の情報共有	
9月			・授業参観（高）（教）
10月	○野外活動【中1 2】 ○修学旅行【小6 中3 高3】		・授業参観（小・高）（教） ・中間評価→検証 ・通学路の清掃活動（生）
11月	○保健学習「病気の予防」（保） ○あいさつ運動（生） ○ネットモラル講座の受講【高等部】	・現職研修（人権講話）	・学校関係者評価委員会 ・いなざわフェスティバル
12月	○放送による人権講話（生） ○長期休業前生活指導（生）		
1月	○あいさつ運動（生）		・授業参観（小・中・高）（教）
2月		・いじめ・不登校に関する報告【PTA 理事会】	・個別懇談会（教）
3月		・学校関係者評価委員会による評価結果検証 ・「いじめ防止基本方針」の見直し	・清掃活動（生） ・評議委員会

（教）：教務部 （生）：生徒指導部 （保）：保健体育部 （支）：教育支援部

*注1： 家庭との連絡については、毎日実施することを原則として、児童生徒の学校と家庭の様子を相互で把握する。